

## 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

令和7年11月14日に開催した「あきる野市地域公共交通協議会 令和7年度第1回運賃協議分科会」において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

## 記

## 1 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

## (1) 運賃

1人1乗車当たり：300円（未就学児無料）

## (2) 障がい者割引

障がい者※及びその介助者（1人まで）：半額

※ 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方

## 2 運賃支払い方法

現金又は電子決済により当該運賃を支払うものとする。

## 3 運賃を適用する路線又は営業区域

デマンド型交通「チョイソコあきる野」の次に掲げる営業区域において、運賃を適用する。

※ 別紙、営業区域図のとおり

## (1) 網代地域（あきる野市網代）

## (2) 引田・渕上・代継地域（あきる野市引田、渕上、上代継及び下代継）

## (3) 野辺・小川地域（あきる野市野辺及び小川）

## (4) 草花地域（あきる野市草花）

## (5) 牛沼・雨間・切欠地域（あきる野市牛沼、雨間及び切欠）

## (6) 二宮東・二宮地域（あきる野市二宮東及び二宮）

## 4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年4月1日から適用開始

## 5 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

横川観光株式会社

令和7年11月14日

あきる野市地域公共交通協議会

運賃協議分科会 会長

(別紙)

デマンド型交通「チョイソコあきる野」営業区域図

